

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と同日の翌日)

目 次

◆ 告示 海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等

告 示

鳥取県告示第六百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定に基づき、海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公示番号 海共第一号
2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
第一種共同漁業 わかめ漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり（いわのり）

"

もずく

ほんだわら

"

いぎす

あわび

"

さざえ

いがい

はまぐり

あさり

ばい

かき

"

たこ

うに

なまこ

"

(二) 漁場の位置 岩美郡岩美町及び福部村地先
漁場の区域 次の基点第一号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距
岸最大一、五〇〇メートルの線、基点第八号とイを結ぶ線及び最大

高潮時海岸線によつて囲まれた区域並びに海士島周辺二〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。ただし、基点第二号と基点第三号を直線で結ぶ線、基点第四号と基点第五号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びに基点第六号と基点第七号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。

基点第一号 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点
 基点第二号 田後港第三防波堤北端
 基点第三号 田後港松島南端
 基点第四号 田後港第四防波堤先端
 基点第五号 田後港第五防波堤先端
 基点第六号 網代漁港導流堤先端
 基点第七号 網代漁港北防波堤先端
 基点第八号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 ア 基点第一号から三三一度一〇分(真方位)の線と最大高潮時距
 岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
 イ 基点第八号から三三三度四〇分(真方位)の線と最大高潮時距
 岸最大一、五〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月一日

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで

6 関係地区 岩美郡岩美町及び福部村

7 存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

二一 公示番号 海共第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期 一月一日から十二月三十日まで

第一種共同漁業

わかめ漁業

漁業時期 一月一日から十二月三十日まで

てんぐさ "

あまのり(いわのり) "

ほんだわら "

もずく "

いぎす "

あわび "

さざえ "

いがい "

はまぐり "

あさり "

ぱい "

かき "

うに "

なまこ "

(二) 漁場の位置 鳥取市及び気高郡気高町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第八号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距
 岸最大一、五〇〇メートルの線、基点第十七号とイを結ぶ線及び最

高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、基点第九号と基点第十号を直線で結ぶ線、基点第十一号とウからチまでを順次直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域、ツからヌまでを順次直線で結ぶ線及びヌとツを直線で結ぶ線によつて囲まれた区域並びに基点第十三号と基点第十四号を直線で結ぶ線。基点第十五号と基点第十六号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。

基点第九号 烏取港西防波堤北端

基点第十一号 鳥取港第三防波堤北端

基点第十三号 気高郡氣高町袖岬北端

基点第十四号 酒津漁港東防波堤南端

基点第十六号 酒津漁港西防波堤突端

ア 基点第一号、久高田と青谷田の境界と最大高潮時距
ア 基点第八号から三三三度四〇分（真方位）の線と最大高潮時距

岸最大一、五〇〇メートルの線との交点

岸最大一、五〇〇メートルの線との交点

ウ基準第十二号から九度三十分(真方位)四〇メートルの点

本力二十九度三〇分三八度三〇分一、〇三六七七二

三-1 公示番号海共第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 漁業の名称 わかめ漁業 漁業時期 一月一日から十二月三十日まで

距離最大一、五〇〇メートルの線、基点第二十一号トイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、基点第十八号と基点第十九号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。
基点第十七号 気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点
基点第十八号 泊漁港北防波堤突端

基点第十九号 泊漁港西防波堤突端

基点第二十一号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点
ア 基点第十七号から〇度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距
岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
イ 基点第二十一号から三五三度四〇分(真方位)の線と最大高潮
時距岸最大一、五〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定期 昭和五十八年九月一日

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日
まで

6 関係地区 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大
栄町

7 存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日ま
で

四-1 公示番号海共第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁場の位置 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及
び大栄町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十七号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時

第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先	ほndaわら "
距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第二十一号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域	もづく "
基点第二十号 羽合町と北条町の境界と最大高潮時海岸線との交点	いぎす "
基点第二十一号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点	くるも "
ア 基点第二十号から三五八度四〇分(真方位)の線と最大高潮時	あわび "
距岸最大一、〇〇〇メートルの線との交点	さざえ "
イ 基点第二十一号から三五三度四〇分(真方位)の線と最大高潮	いがい "
時距岸最大一、〇〇〇メートルの線との交点	はまぐり "
制限又は条件 なし	あさり "
免許予定日 昭和五十八年九月一日	ばい "
申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日	かき "
まで	たこ "
関係地区 東伯郡北条町及び大栄町	うに "
存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日ま	なまこ "
で	えむし "
公示番号海共第五号	"
免許の内容たるべき事項	"
(一) 漁業種類漁業の名称及び漁業時期	"
漁業種類 漁業の名称	"
第一種共同漁業 わかめ漁業	"
漁業時期 一月一日から十二月三十日まで	"

(二) 漁場の位置 東伯郡東伯町及び赤崎町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町地先	ほndaわら "
距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第二十八号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、基点第二十号と基点第二十三号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域、基点第二十四号と基点第二十五号を直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びに基点第二十六号と基点第二十七号を直線で結ぶ線と陸岸によつて囲まれた区域を除く。	"

基点第二十一号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第二十二号 赤崎港東防波堤北端

基点第二十三号 赤崎港西防波堤突端

基点二十四号 御来屋漁港東防波堤北端

基点二十五号 御来屋漁港西防波堤北端

基点第二十六号 淀江漁港東防波堤西端

基点第二十七号 淀江漁港西防波堤北端

基点第二十八号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第二十一号から三五三度四〇分(真方位)の線と最大高潮

時距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第二十八号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時

距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

制限又は条件 なし

免許予定日 昭和五十八年九月一日

申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日

まで

6 関係地区 東伯郡東伯町及び赤崎町並びに西伯郡中山町、名和町、

大山町及び淀江町

7 存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日ま

で

六 1 公示番号海共第六号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

イ 基点第二十九号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮

基点第二十九号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
ア 基点第二十八号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時
距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

第一種共同漁業 わかめ漁業

てんぐさ "

あまのり(いわのり) "

もぞく "

あわび "

さざえ "

いがい "

はまぐり "

あさり "

ばい "

かき "

たこ "

うに "

なまこ "

第三種共同漁業 地びき網漁業

(二) 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十八号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮

時距岸最大二、〇〇〇メートルの線、基点第二十九号トイを結ぶ線
及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第二十八号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第二十九号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時
距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

一月一日から十二月三十一日まで

時距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

たと
うに

制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月一日

なまこ
うに

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日

なまこ
うに

6 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

なまこ
うに

7 存続期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月三十日まで

なまこ
うに

七一 公示番号海共第七号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 漁業の名称

漁業時期 一月一日から十二月三十日まで

六 関係地区

七 存続期間

八一 公示番号海共第八号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十日まで

(二) 漁場の位置 境港市地先 次の基点第二十九号とアを結ぶ線、アとイを直線で結ぶ線、基点第三十号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第二十九号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第三十号 境港市新屋町三二六八一地先新屋川左岸の標杭

ア 基点第二十九号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第三十号から六一度〇〇分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月一日

まで

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで

まで

6 関係地区 境港市

7 存続期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月三十日まで

8一 公示番号海共第八号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 ばい あさり いがい はまぐり あさり かき ばい あさり いがい はまぐり あさり かき

九 1	公示番号海区第一号	九 2	漁場の位置 境港市地先
6	関係地区 境港市	3	(二) 漁場の位置 境港市地先
7	存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで	4	次の基点第二十九号とアからウまでと基点第三十号を順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
5	申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで	5	基点第二十九号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
6	地元地区 境港市	6	基点第三十号 境港市新屋町三二六八一地先新屋川左岸の標杭
7	存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十三年八月三十一日まで	7	基点第三十一号 島根県美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点

潮時海岸線との交点

基点第三十二号 島根県美保関町海崎鼻先端

ア 基点第二十九号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルとの交点

イ 基点第三十二号から二〇六度〇〇分(真方位)の線とアとエを結ぶ線との交点

ウ 基点第三十号から六一度〇〇分(真方位)三、〇三〇メートルの点

エ 基点第三十一号から一七二度〇〇分(磁針方位)二、〇〇〇メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月一日

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで

6 地元地区 境港市

7 存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

九 1	公示番号海区第一号	九 2	免許の内容たるべき事項
6	関係地区 境港市	3	(二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
7	存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで	4	漁業種類 漁業の名称 漁業の時期
5	申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで	5	第一種区画漁業 はまち小割式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで
6	地元地区 境港市	6	いしだい "
7	存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十三年八月三十一日まで	7	"

(二) 漁場の位置 境港市地先

漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結ぶ線及びアとエを直線で結ぶ線によつて囲まれた区域

基点第三十五号 境港防波堤先端灯台

ア 基点第三十五号から一三二度〇〇分(真方位)三、七四〇メートルの点

イ 基点第三十五号から一三八度一八分(真方位)四、一三〇メートルの点

ウ 基点第三十五号から一四四度五四分(真方位)三、七八〇メートルの点

エ 基点第三十五号から一三九度〇〇分(真方位)三、三三〇メートルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 昭和五十八年九月一日

5 申請期間 昭和五十八年七月二十九日から昭和五十八年八月二十日まで

6 地元地区 境港市

7 存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十三年八月三十一日まで